

(改正後全文)

厚生労働省発社援第0724001号

平成19年7月24日

第1次改正 平成20年9月1日

厚生労働省発社援第0901001号

第2次改正 平成21年3月5日

厚生労働省発社援第0305001号

第3次改正 平成21年7月8日

厚生労働省発社援0708第4号

第4次改正 平成21年7月31日

厚生労働省発社援0731第3号

第5次改正 平成22年5月21日

厚生労働省発社援0521第3号

第6次改正 平成23年3月31日

厚生労働省発社援0331第1号

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長  
関係法人等の長  
殿

厚生労働事務次官

### セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、貴管内市区町村に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村（指定都市及び中核市を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。）が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であつて、申請した事業が平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」（以下「社会福祉推進事業採択法人」という。）が行う事業。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添1に基づき、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

(2) 生活保護適正実施推進事業

実施要綱の別添2に基づき、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法実行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適性化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施、町村福祉事務所の設置に対する支援、行政対象暴力に対する警

察との連携協力体制強化等、各種適正化の取組を推進する事業。

(3) 地域福祉増進事業

実施要綱の別添3から16及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知。)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添18から22に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。

ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じる。

ウ イにより算出された額の合計額を交付額とする。

(2) 生活保護適正実施推進事業

ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じる。

ウ イにより算出された額の合計額を交付額とする。

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」を除く。)が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付事業については、第3欄に定める基準額

と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 社会福祉協議会等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」に対して都道府県が補助する事業

(ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

エ 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」

(ア) 平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

#### (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じる。

ウ イにより算出された額の合計額を交付額とする。

#### (交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された4の(1)から(3)までの合計額が、次に示す額に満たない場合には、4の(1)から(3)の事業に係る交付の決定は行わないものとする。

(1) 都道府県、指定都市及び中核市	3,000千円
(2) 市区町村	300千円
(3) 社会福祉推進事業採択法人	500千円

(補助金の概算払)

6 この補助金の概算払については、次のとおりとする。

- (1) 都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
- (2) 社会福祉推進事業採択法人が行う事業については、厚生労働大臣は原則として支払うべき額が確定した後、当該法人が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は当該法人から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれを行わなければならない。  
ただし、当該法人が概算払による支払いを要望する場合には、厚生労働大臣は当該法人の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」の場合は単価30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び予

- 算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させことがある。
- (10) 前号による返還金のうち、未貸付金については、中止又は廃止後ただちに、その後において受け入れた貸付金の返還金については毎年4月30日までに国庫に返還しなければならない。
- (11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業を廃止する場合には、社会福祉協議会が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。
- (12) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣が社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、都道府県又は指定都市に対し、これが是正の措置を講じるよう指示した場合には、これに従わなければならない。
- (13) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (14) 都道府県は、地域福祉増進事業における地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」について間接補助金を交付する場合には、市区町村に対し、(1)から(3)、及び(6)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- (15) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、地域福祉増進事業のうち社会福祉協議会等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉協議会等に対し、(1)から(3)、(6)及び(8)に掲げる条文並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。」の条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長」と読み替えるものとする。
- (16) 都道府県又は指定都市は、生活福祉資金貸付事業について間接補助金を交付する場合には、都道府県社会福祉協議会に対し、(1)から(6)、(8)、(11)及び(12)に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書

類を事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。」の条件を付さなければならぬ。この場合において、(1)から(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県」又は、「指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と読み替えるものとする。

- (17) (14)から(16)により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (18) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (19) 間接補助事業者が(13)から(15)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (20) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」について、社会福祉推進事業採択法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。  
なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (21) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」について、社会福祉推進事業採択法人は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (22) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であつて国が所管するものについては、この補助金に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該法人を所管する府省が厚生労働省以外の場合はその所管府省を含む。）に報告しなければならない。

#### （申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式4による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 社会福祉推進事業採択法人は、別紙様式5による申請書に關係書類を添えて、

毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式6による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「社会福祉推進事業」については、別紙様式7による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合都道府県知事は、8の(2)及び9による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(2) (1)以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)及び(2)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

#### (交付決定の通知)

11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定。)があったときは、市区町村長に対し、別紙様式8又は別紙様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

#### (実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- (2) 社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市区町村長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式13により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により4、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 極助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	10／10 (直接補助)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市、中核市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、報酬、手当	1／2 (直接補助)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が行う生活保護適正化事業（町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。）の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	10／10 (直接補助)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料 ○町村が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料、負担金	1／2 (直接補助)

3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p> <p>○都道府県が行う福祉・介護人材確保緊急支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県が設置する福祉・介護人材確保に係る企画委員会設置運営事業費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） (2)都道府県が行う福祉・介護人材定着支援事業費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食糧費）使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） (3)都道府県が行う実習受入施設ステップアップ事業費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食糧費）使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市が行う福祉人材確保重点事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業費 報償費、旅費、賃金、需</p>	<p>1 / 2</p> <p>外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については10 / 10</p> <p>(直接補助)</p>
------------	------------	----------------	---	---

用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

(2) 福祉人材バンクが行う  
福祉人材確保重点事業費

給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費

貸付金（貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した額）、委託料（当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額）

○都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費

報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る）

○都道府県、指定都市、中核市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費

旅費

○都道府県、指定都市、中核市が行う社会福祉法人新会計基準研修事業の実施に必要な次に掲げる経費

謝金、旅費、需用費（印刷製本費）、賃借料、役務費（通信運搬費）

		<p>○都道府県が行う消費生活協同組合指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費（印刷製本費）</p> <p>○都道府県、指定都市が行う災害救助対策等事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料）、委託料、使用料、賃借料、負担金</p>	
地域福祉支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○日常生活自立支援事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p> <p>○生活福祉資金貸付事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 (1)生活福祉資金の貸付原資として交付する額 (2)都道府県社会福祉協議会が行う貸付事務の運営費（諸謝金、序費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規定及び社会福祉協議会の旅費に関する規定により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、序費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬</p>	<p>1／2 生活福祉資金の貸付原資として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して補助する事業については 2／3 ただし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資として、都道府県又は指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する事業及び激甚災害被災世帯に対する貸付財源であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については 3／4 (間接補助)</p>

		<p>費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料</p> <p>(3) 市区町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)</p> <p>(4) 貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費 諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料)</p> <p>○運営適正化委員会設置運営事業の財源として都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p>	
地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村(地域福祉活動等を活性化する事業を除く。)が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30</p>	1/2 (直接補助)

			(単価30万円以上の備品を除く。)	
	ひきこもり対策推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市が行うひきこもり対策推進事業の事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1／2 (直接補助)
	地域生活定着支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う地域生活定着支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	10／10 (直接補助)
4 中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダーへの活動費に限る）、負担金</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（入学金、受講料に限る）</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費</p>	10／10 (直接補助)

		万円以上の備品を除く。)、助成金	
		<p>○地域福祉等推進特別支援事業の財源として都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。)、助成金  ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費は次に掲げる経費  報酬、賃金、報償費（諸謝金）、旅費（国内旅費及び外国旅費）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議費）、印刷製本費、光熱水費、役務費（雑役務費、通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1／2 (間接補助) ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費については 10／10 (直接補助)
		<p>○地域福祉活動等を活性化する事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	2／3 (間接補助)
安心生活創造事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○市区町村が行う安心生活創造事業の実施に必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費</p>	10／10 (直接補助)

			<p>報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、保険料、受講料）、使用料及び賃借料、委託料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る）</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う支援給付適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>
--	--	--	---